

長期収載品にかかる選定療養費について

2024 年 10 月からの医薬品の自己負担の新たな仕組み

□後発医薬品（ジェネリック医薬品）のある先発医薬品）があるお薬で、

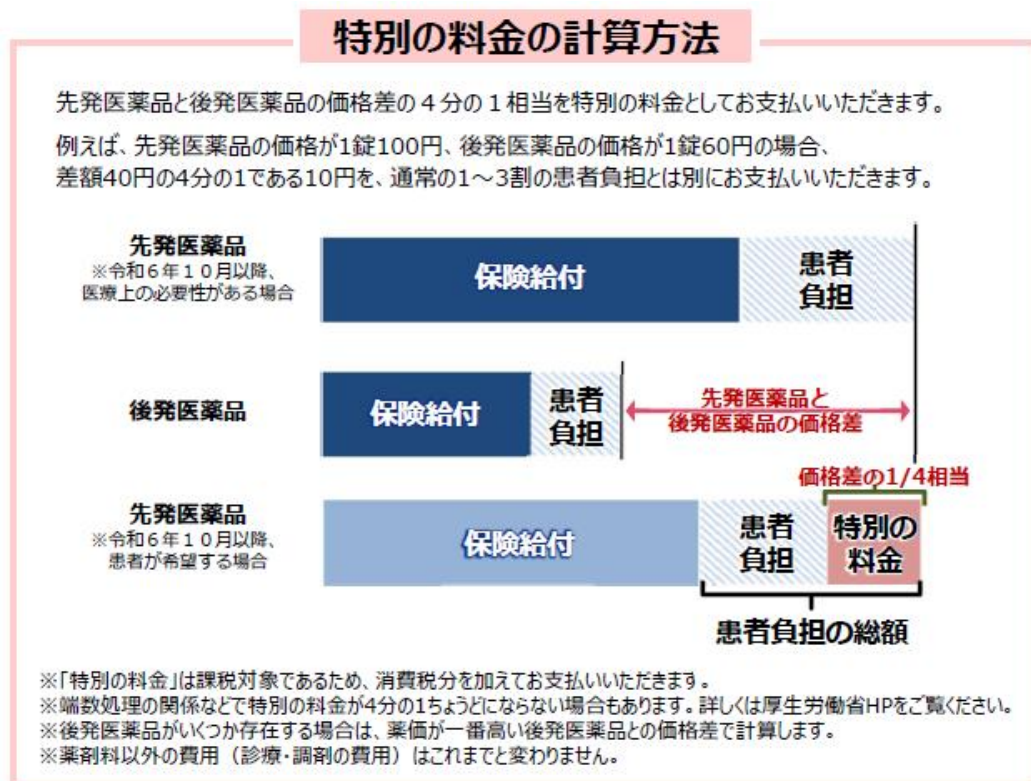
先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金（選定療養費）をお支払いいただきます。

（選定療養費）＝健康保険対象外となります。

□この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願いします。

【対象品目】

- ・ 後発医薬品の上市後 5 年以上経過した長期収載品
- ・ 後発医薬品の置換率 50%以上となった長期収載品



次の場合は、選定療養費の対象外です。

- ・ 処方医が医療上の必要性があると判断した場合
- ・ 在庫状況等により、長期収載品の提供が困難な場合